

別記様式第1号(第四関係)

南越前町活性化計画

福井県南越前町

令和4年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	南越前町地区活性化計画
都道府県名	福井県
市町村名	南越前町
地区名(※1)	南越前町地区
計画期間(※2)	令和4年度～令和6年度

目 標 : (※3)

年間約300万人が利用する北陸自動車道南条サービスエリア上り線に隣接した道の駅「南えちぜん山海里」(令和3年10月8日開業)の誘客機能と連携して、地域の活性化及び産業振興を図るため、一年を通じて観光客とつながり、魅力ある農産物を提供する拠点となる体験農園を整備することで、交流人口の増加と地域産物の販売額の増加を目指す。
具体的な数値目標として、交流人口12,534人の増加、地域産物の販売額21,102千円の増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本町は、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、北は越前市、越前町と池田町、東及び南は岐阜県と滋賀県、西は敦賀市と日本海に接する山・海・里の地形の変化に富んだ自然豊かな町である。町土面積は、福井県全体の8.2%にあたる343.69km²を有しており、地形は極めて急峻であり、総面積の約91%が山林で占められ、海岸部は標高差200～300m、平均斜度35度の甲楽城断層があり、冬は「越前加賀海岸国定公園」にも指定されている海岸線一帯に、越前水仙の可憐で清楚な花が咲き誇る。また、田倉川や鹿森川などが合流した日野川が町の中央を南北に流れ、河川沿いに田園風景が広がる。交通網は、北陸自動車道や国道8号、国道365号といった北陸地方と関西・中京方面を結ぶ動脈となる道路が町の南北を縦走し、北陸自動車道今庄IC、南条スマートICが設置されているなど周辺地域における広域高速交通の利便性が確保されている。

本町における基幹産業である農林水産業のうち農業では、総農家数は481戸(2020年農林業センサス)で総世帯数の約15%にあたり、平野部や山間部では稲作を中心に花ハスやソバのほか、野菜や小菊などが栽培されている。海岸部では、稲作に代わる振興作物として梅や水仙が栽培されているなど地域に根ざした収益性の高い農産物の振興を図るとともに、地場産物の地域内での消費拡大に取り組んでいる。

現状と課題

本町の人口は、昭和35年の18,311人をピークに、若者の流出や少子化等により、自然減・社会減の傾向が続き、平成27年までの55年間に7,512人減少し10,799人(平成27年国勢調査)となっている。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口によると、令和7年の本町の人口は、約9,200人となり、少子化・高齢化が進むとともに、高齢者を含む人口減少局面を迎えることが予測される。

また、交流人口は、平成15年の年間約89万人、平成18年の約86万人をピークに、平成19年以降は減少傾向であり、平成30年は約57万人となっており、地域の活力や賑わいが失われていく状況である。

基幹産業である農林水産業においては、従事者の高齢化が進み、後継者や担い手が減少し、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加傾向にある。併せて農産物の消費低迷により、総農家数は平成22年と令和2年を比較すると約39%減少しており、農業の衰退化が懸念されている。本町の農業は、稲作中心であるが、地域特産物としてソバ、つるし柿や花ハスなどが知られており、根強い人気がある。

本町では、第2次総合計画後期基本計画において、令和6年度における交流人口78万人を目標とし、道の駅「南えちぜん山海里」を新たな観光拠点として位置づけ、南条地区の花ハスや河野地区の水仙、今庄のそばやつるし柿等の特産品のほか、日本遺産に認定された河野地区の北前船寄港地・船主集落や今庄地区の旧北陸線トンネル群や重要伝統的建造物群保存地区に選定された今庄宿等の歴史・文化遺産を生かした新たな観光交流の受け皿づくりを進めている。

地域特産物の魅力を発信し農村への周遊を促進するため、北陸自動車道南条SAに隣接して道の駅を整備したところであるが、さらに、農業が魅力的な産業となるよう、安定的な所得の確保や産地のブランド化、販売額の向上等を含めた産業振興のための交流型の園芸施設の整備が必要である。

今後の展開方向等(※4)

道の駅「南えちぜん山海里」に隣接した水田約1.2haにJA越前たけふが直売店舗併設の体験農園を整備し、観光拠点としてゾーン化する。一年を通じて集客するため、イチゴ、ブドウ、ブルーベリーを組み合わせて、青果物の直販や農園内でのもぎ取りができる体験型施設とする。

施設は、生産は新規就農者等、販売は農村女性が共同して行い地域の活力を高める。

ゾーン化した観光拠点により町内への農村周遊を促進するとともに、発信力の高い品種を導入した園芸作物(イチゴ、ブドウ、ブルーベリー)の産地化を促進することで安定的な所得の確保とブランド力の向上に繋がり、交流人口の拡大と地域農産物の販売額拡大を実現する。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
南越前町	南越前町地区	地域資源活用総合交流促進施設(㊸地域連携販売力強化施設)	越前たけふ農業協同組合	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
南越前町	南越前町地区	儲かるふくい型農業総合支援事業	越前たけふ農業協同組合	県事業
南越前町	南越前町地区	小規模土地改良事業	南越前町	県事業

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、
農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

南越前町地区(福井県南越前町)	区域面積(※2)	34,369ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 本計画区域の総土地面積は34,369haで、うち農林地面積は32,289ha(耕地面積:1,060ha、林野面積:31,229ha)と全体の約94%を占めている。また、全就業者数5,475人のうち、第一次産業就業者数が401人(農業就業者数:307人、林業就業者数:35人、漁業就業者:59人)で全体の7.3%を占めていることから、農林漁業が重要な事業地域である。		
②法第3条第2号関係: 本町の人口は、平成17年の12,274人から平成27年は10,799人と10年間で約12%減少しており、農業就業者数も平成17年の390人から平成27年は307人と10年間で約21%減少している。さらに農業就業者数307人のうち、65歳以上が205人と高齢者が占める割合も約67%と高く、農業就業者数の減少と高齢化の進行が著しい。 また、交流人口も平成15年の年間約89万人をピークに減少傾向にあり、平成30年は約57万人となっており、地域の賑わいや活力が失われる状況にある。 このことから、地域資源を活かした地域交流を促進させることは、当該区域の活性化を図るために必要である。		
③法第3条第3号関係: 本町は、都市計画区域を有していないことから、市街化区域はない。また、市街地も形成していない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価は以下の方法により行うこととする。

交流人口の増加については、計画期間最終年度の翌年度である令和7年度に、福井県観光客動態調査における南越前町の入込客数及び地域間交流拠点施設の利用者数により増加率を確認し、南越前町農林水産課において達成状況を検証し、第三者の意見を踏まえて評価を行う。

地域産物の販売額の増加については、地域間交流拠点施設での販売額及び道の駅等での販売額を把握し、南越前町農林水産課において達成状況を検証し、第三者の意見を踏まえて評価を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)の定めるところによるものとする。